

役員報酬・退職功勞金規程

社会福祉法人 中央福社会

役員報酬・退職功労金規程

(目的)

第1条 この規程は、常勤役員の報酬及び退職功労金について定める。

(報酬)

第2条 定款第5条に定める役員、定款第16条に定める評議員及び各種委員等に対し、その勤務実態に応じて必要な報酬等を支給することができる。

2 報酬は、理事会の同意を得て定める。

3 前項の報酬等は、別表1「役員等報酬表」に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給方法は、給与規程第6条に規定する支給方法による。

(退職功労金)

第4条 役員の退職功労金は理事会の同意を得て支給することができる。

(改正及び廃止)

第5条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会の同意を得て、理事長が行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別途定める。

附則

この規程は、平成24年3月30日から施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 役員等報酬表

役員	区分	月毎に支給する報酬	会議等に出席した場合の報酬
	理事長	1ヵ月 300,000円、 上限を 600,000円とする。 ただし、給与規程に準じた期末勤勉手当を支給することができる。	支給しない。
理事	支給しない。	交通費として 5,000円	
監事	支給しない。	交通費として 5,000円	
評議員	支給しない。	交通費として 5,000円	
各種委員等	支給しない。	交通費として 5,000円	